（組織的犯罪処罰法の一部改正）

第五十四条　組織的犯罪処罰法の一部を次のように改正する。

別表第二第十五号中「第七十三条の二」を「第七十三条の二第一項」に改め、「不法就労助長」の下に「又は第七十三条の五（在留カード偽造等準備）」を加える。

別表第二中第三十二号を第三十三号とし、第二十六号から第三十一号までを一号ずつ繰り下げ、第二十五号の次に次の一号を加える。

二十六　日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）第二十八条（特別永住者証明書偽造等準備）の罪

（調整規定）

第五十五条　第三号施行日が刑法等一部改正法施行日前である場合には、施行日（刑法等一部改正法施行日が施行日前である場合にあっては、刑法等一部改正法施行日）の前日までの間における組織的犯罪処罰法別表の規定の適用については、同表第二十六号中「第七十三条の二第一項」とあるのは、「第七十三条の二」とする。

2　施行日が刑法等一部改正法施行日前である場合には、刑法等一部改正法施行日の前日までの間における組織的犯罪処罰法別表の規定の適用については、同表第二十六号中「不法就労助長」、第七十四条」とあるのは、「不法就労助長」、第七十三条の三（在留カード偽造等）、第七十三条の四（偽造在留カード等所持）、第七十三条の五（在留カード偽造等準備）、第七十四条」とする。

3　前項に規定するもののほか、同項の場合において、刑法等一部改正法施行日の前日までの間における組織的犯罪処罰法別表の規定の適用については、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法第二十六条（特別永住者証明書偽造等）、第二十七条（偽造特別永住者証明書等所持）及び第二十八条（特別永住者証明書偽造等準備）の罪は、組織的犯罪処罰法別表第二十六号に掲げる罪とみなす。

第五十六条　地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律の一部改正）

（地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律（平成十三年法律第百二十号）の一部を次のように改正する。

第二条中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号を第四号とし、第六号を第五号とする。

第七条中「、第三号又は第五号」を「又は第四号」に改める。

（行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の一部改正）

第五十七条　行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の一部を次のように改正する。

別表出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）の項中「第十一条第一項」の下に「、第十九条の七第一項、第十九条の八第一項、第十九条の九第一項、第十九条の十第一項、第十九条の十一第一項及び第二項、第十九条の十二第一項、第十九条の十三第一項及び第三項」を加え、「及び第六十一条の二の九第一項」を「並びに第六十一条の二の九第一項」に改め、「第十九条の二第一項」の下に「、第十九条の六、第十九条の七第二項（第十九条の八第二項及び第十九条の九第二項において準用する場合を含む。）、第十九条の十第二項（第十九条の十一第三項、第十九条の十二第二項及び第十九条の十三第二項において準用する場合を含む。）」を「第二十条第四項（「の下に「第二十一条第四項及び」を加え、「、第二十一条第四項において準用する場合を含む。）」の下に「、第五十条第三項」を加え、同表外国人登録法（昭和二十七年法律第百二十五号）の項を削り、同表日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）の項中「及び第五条第三項」を「、第五条第三項、第十条第一項及び第二項、第十一条第一項、第十二条第一項及び第二項、第十三条第一項並びに第十四条第一項及び第三項」に改め、「第二項」の下に「、第七条第二項及び第三項、第十条第三項並びに第十一条第二項（第十二条第三項、第十三条第二項及び第十四条第四項において準用する場合を含む。）」を加える。

第五十八条　競争の導入による公共サービスの改革に関する法律の一部改正）

（競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成十八年法律第五十一号）の一部を次のように改正する。

第三十四条第一項中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号を第四号とし、第六号を第五号とし、同条第九項中「第四号又は第六号」を「第三号又は第五号」に改め、「又は第三号」を削り、「同項第五号」を「同項第四号」に改める。

（法務省設置法の一部改正）

第五十九条　法務省設置法（平成十一年法律第九十三号）の一部を次のように改正する。

第四条中第三十五号を削り、第三十六号を第三十五号とし、第三十七号から第四十号までを一号ずつ繰り上げる。

附則中第三項を削り、第四項を第三項とする。

（検討）

第六十条　法務大臣は、現に本邦に在留する外国人であって入管法又は特例法の規定により本邦に在留することができる者以外のもののうち入管法第五十四条第二項の規定により仮放免をされ当該仮放免の日から一定期間を経過したものについて、この法律の円滑な施行を図るとともに、施行日以後においてもなおその者が行政上の便益を受けられることとなるようにするとの観点から、施行日までに、その居住地、身分関係等を市町村に迅速に通知すること等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2　法務大臣は、この法律の円滑な施行を図るため、現に本邦に在留する外国人であって入管法又は特例法の規定により本邦に在留することができる者以外のものについて、入管法第五十条第一項の許可の運用の透明性を更に向上させる等その出頭を促進するための措置その他の不法滞在者の縮減に向けた措置を講ずることを検討するものとする。

3　法務大臣は、永住者の在留資格をもって在留する外国人のうち特に我が国への定着性の高い者について、歴史的背景を踏まえつつ、その者の本邦における生活の安定に資するとの観点から、その在留管理の在り方を検討するものとする。

第六十一条　政府は、この法律の施行後三年を目途として、新入管法及び新特例法の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、これらの法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

内閣総理大臣　麻生　太郎
総務大臣　佐藤　勉
法務大臣　森　英介
厚生労働大臣　舛添　要一
国土交通大臣　金子　一義

商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律をここに公布する。

御名　御璽

国事行為臨時代行名

平成二十一年七月十五日

内閣総理大臣　麻生　太郎

法律第八十号

商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律

目次

第一章　総則（第一条―第三条）
第二章　商店街活性化事業の促進（第四条―第十条）
第三章　雑則（第十一条―第十四条）
第四章　罰則（第十五条）
附則

第一章　総則

（目的）

第一条　この法律は、商店街が我が国経済の活力の維持及び強化並びに国民生活の向上にとって重要な役割を果たしていることにかんがみ、中小小売商業及び中小サービス業の振興並びに地域住民の生活の向上及び交流の促進に寄与してきた商店街の活力が低下していることを踏まえ、商店街への来訪者の増加を通じた中小小売商業者又は中小サービス業者の事業機会の増大を図るために商店街振興組合等が行う地域住民の需要に応じた事業活動について、経済産業大臣によるその計画の認定、当該認定を受けた計画に基づく事業に対する特別の措置等について定めることにより、商店街の活性化を図ることを目的とする。